

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和7年6月20日閣議決定)

(F-REI 関連箇所抜粋)

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

(1) 原子力災害被災地域

④ 福島国際研究教育機構の取組の推進

- ・ 福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、福島を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるものとともに、その活動を通じて、我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指し、福島復興再生特別措置法に基づき、令和5年4月に福島国際研究教育機構（以下「F-REI」という。）を設立した。
- ・ 「新産業創出等研究開発基本計画」に基づき、F-REIと関係省庁や福島県及び関係機関等が十分な協議の上、F-REIが行う「ロボット」、「農林水産業」、「エネルギー」、「放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用」、「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信」の5分野を基本とする研究開発を始め、産業化や人材育成の取組を推進する。その際、関係省庁等が定める各種研究計画等を十分に踏まえることとする。また、F-REIが新たな産業の創出等に資する研究開発等において中核的な役割を担えるよう、新産業創出等研究開発協議会を開催するほか、既存施設をF-REIに統合した効果が最大限に発揮されるように取り組む。さらに、これまでの福島イノベーション・コースト構想の成果を念頭に、地域の課題に応じた事業の展開が期待される。
- ・ 研究開発については、理事長の強いリーダーシップの下での分野横断的・融合的な世界水準の質の高い研究開発の推進や効率的な研究体制の構築に向けた取組を支援していくほか、実証フィールド等として地域の農地・山林・未利用地等の確保・活用や、ロボット、農林水産業・食等の各分野に関する地域企業や県外も含めた様々な主体との連携等の取組を推進する。
- ・ F-REIは、第1期中期目標期間（令和5年4月～令和12年3月）中に、現在の委託研究を中心とした体制から新しい施設を拠点とする50程度の研究グループによるF-REI自らの研究体制に移行するため、国際競争力のある給与体系を構築し、若手や女性等を含め、国内外の優秀な研究者等の人材確保に努める必要がある。こうした状況を踏まえ、研究者等が定住するにふさわしい生活環境整備について、必要な取組を効果的に進めることが求められる。
- ・ 研究開発の成果に関する情報発信や産業化に資する人材確保に当たっては、サイエンスコミュニケーションケーターや法律関連の有資格者など専門人材を確保しながら活動し、こうした活動も発信していくことが重要である。
- ・ また、F-REIでは、東北の教育機関等と連携した次世代人材の育成や子どもたちが最先端の研究に触れる機会の創出に取り組んでおり、こうした取組は有意義であることから、継続的

な活動支援が重要となる。

- ・ F-REI が着実に業務を本格実施できるよう国が行う F-REI の当初の施設整備について、各種工事等を着実に推進することで、令和 12 年度までの順次供用開始を目指し、また、可能な限りの前倒しを図る。
- ・ また、福島の復興・再生の推進を図る観点から、施設整備前であっても可能な限り県内で活動するとともに、研究開発の特性に応じて、実証フィールド等の活用や県内外の様々な主体との連携を適切に行い、F-REI 設置の効果が広域的に波及するよう取組を進めることに留意する。
- ・ F-REI の第 1 期中期目標期間において「基盤作りと存在感の提示」に重点を置くこととしていることを踏まえ、国内外への情報発信や広報活動等を積極的に行うとともに、地方公共団体や国内外の大学、教育機関、研究機関、企業等との効果的な広域連携を進める。
- ・ JAEA 廃炉環境国際共同研究センター及び国立環境研究所福島地域協働研究拠点における放射性物質の環境動態研究部分や、福島ロボットテストフィールドが、F-REI に統合されたところであり、その効果が最大限に発揮されるよう取り組む。
- ・ F-REI は、福島を始め東北の創造的復興に不可欠な拠点となることから、F-REI が長期・安定的に運営できるよう、東日本大震災復興特別会計設置中は復興財源等で必要な予算を引き続き確保するとともに、同特別会計の終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進める。F-REI の長期的な組織運営への大きな影響力を持つと考えられる役員に対する報酬については、既に一般会計により支出されていることも踏まえ、令和 8 年度以降の F-REI の予算等の在り方について、復興庁が中心となり、関係省庁の全面的参画の下で検討を行う。あわせて、今後の政府内の総合調整機能の在り方、一層効果的な研究開発等を進めるための予算や機動的かつ柔軟に予算を執行できる仕組み等についても、他の機関の例も参考にしながら検討を行う。業務実績評価等により、必要に応じ改善の方策を検討するとともに、令和 12 年度から始まる第 2 期中期目標期間の目標についても、業務実績評価の結果等を踏まえながら、地方公共団体とも十分に協議しつつ、関係省庁が連携し、必要な対応を行う。